

令和4年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和4年4月5日（火）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

17番 中山 一久

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一
推14	東 直幸	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推12 高本 昌揮 推19 坂門 聡一

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	宮本真由美	係長	園木 俊範	係長	松倉 司
主任	大原 三和	主任	柴尾いくみ				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
第19号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第8号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第9号 許可不要転用届について
第10号 許可書返納届について
第11号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから、開会いたします。

本日は農業委員19名のうち、17番、中山委員から欠席の届け出、農地利用最適化推進委員19名のうち、12番、高本推進委員、同じく19番、坂門推進委員より欠席の届け出がっております。農業委員18名の出席、農地利用最適化推進委員17名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和4年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

本日は、農業委員総会、令和4年度の最初の総会ということで御出席をいただきましてありがとうございます。

それから、県のまん延防止措置も解除になりまして、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、合同の総会となりました。

そういうことでありますけれども、感染もなかなか人が感染数が減らないんですよ。そういうことでありますので、普段の予防対策を怠ることなく過ごしていただきますようお願いしたいと思います。

それから、先ほど新年度ということで、職員の異動もありました。紹介もありました。事務局のほうも新しい体制ということになりましたので、みんなで頑張っていきたいと思っています。

それではここで、3月22日に県のほうで農業委員会会長、それから事務局長会議というのがありました。熊本のテルサだったかな。今ですね、国会のほうに人・農地などの関連施策を見直すという法案があがっています。要するに地域の農地利用を最適化することを目指すということで、いろんな法律が一部改正がされています。基盤強化法であったり、農山漁村活性化法ですかね、それとか中間管理事業、それから農業委員会法、それから農振法、農地法、それから農協法、いろいろなどころのその一部が改正が今、国会にあがっているということです。

その中でも農業委員会も少し大きな改正となるようですので、お手元のほうに今日の資料として、農業委員会による最適化等の推進等についてという、こういうのが配られているかと思います。この説明がこのあいだこの会議でありました。この件について、議案審議が終わったあとにあとに、全国の農業会議所のほうが今、動

画を作って、それをちょっと皆さんにお知らせしようということで動画を作っておりますので、議案の審議が終わった最後のほうにちょっと時間をいただいて、その動画を見ていただきたいと思っておりますので、皆さんとも情報を共有したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで議案のほうに入らせていただきます。よろしくお願ひします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速、議事のほうに入りたいと思ひます。

本日は、第16号から19号まで64件の議案審議、それから第8号から10号まで18件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議事録署名は、委員番号2番の高田優子副会長、それと3番の村上孝夫委員にお願ひしたいと思ひます。

それから、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願ひします。

併せて、採決の際は、議決権のある農業委員さんのみの挙手でお願ひしたいと思ひます。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は15件です。

それでは、事務局より説明をお願ひします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願ひいたします。

議第16号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和4年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、中尾の申請人で、中尾の畑298㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2番、福岡県糸島市と滑石の申請人で、滑石の田457㎡外1筆、計810㎡を農業廃止と小作地取得のため売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,011㎡外6筆、計9,275㎡を子へ贈与するものです。

2ページをお願ひいたします。

4番、荒尾市と横田の申請人で、宮原の樹園地775㎡を労力不足と相手方の要

望のため使用貸借権を設定するものです。

5番、山田と中坂門田の申請人で、北坂門田の田346㎡を農業廃止と規模拡大のために売買するものです。

6番、富尾の申請人で、富尾の田731㎡を農業廃止に伴う贈与と経営拡張のため贈与するものです。

7番、福岡市南区と岱明町の申請人で、岱明町大野下の田801㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。

8番、横島町の申請人で、横島町共栄の畑13,096㎡を経営移譲による農業者年金受給のため使用貸借契約を設定するものです。報告第8号11番と関連しております。

3ページをお願いいたします。

9番、横島町の申請人で、横島町大園の田1,039㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第8号2番と関連しております。

10番、東京都青梅市と横島町の申請人で、両迫間の田441㎡外1筆、計2,692㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町横島の田187㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

12番、天水町の申請人で、天水町尾田の田1,639㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。報告第8号10番と関連しております。

13番、天水町の申請人で、天水町部田見の田2,065㎡外1筆、計4,130㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。

4ページをお願いします。

14番、天水町の申請人で、天水町小天の樹園地328㎡外2筆、計2,246㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。

15番、天水町の申請人で、天水町小天の樹園地6,071㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上15件、合計44,136㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る3月30日及び31日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。御審議のほどよろしくご願ひいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番のほうから委員の説明をお願い

します。

それでは、1番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足であり、譲受人は経営拡張、面積は298㎡、譲受人がソラマメを作るそうです。調査した結果、少しばかり砂利が入っていましたが、本人が作る意思があるため問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続いて2番をお願いします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員2番、梅田です。

譲渡人と譲受人はもともと農地の契約をしております、譲受人の自宅に隣接する農地でイチゴの栽培をされており、遠方在住で農業を廃止する譲渡人と農業者の現在小作中の譲受人との売買の取得なので問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、3番をお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。3番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係で、同じ経営体の父から子へ贈与するものです。既に経営継承は済ませておられ、何ら問題はありません。

なお、2月の総会時において17,000㎡の贈与が承認されています。

御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、4番をお願いいたします。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。4番の案件について説明します。

申請農地は伊倉、宮原の畑地775㎡です。3年契約で使用貸借権を設定するものです。貸人は市外在住で荒尾にお住まいです。労力不足の貸人の要望により、伊倉の農業者の借人との契約をするものです。

問題はないと思いますが、審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、5番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。5番の案件について説明いたします。

申請農地は農業廃止の譲渡人から経営拡張する譲受人への小作地取得による売買希望の農地です。譲受人は隣接地も耕作されており、下限面積要件も満たすため許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件6番について説明します。

申請地の農地は譲渡人が農業廃止のことで、隣接する譲受人に贈与するとのことです。譲受人の下限面積要件も満たすため許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。7番の案件について説明します。

賃貸人は現在福岡に在住で、この農地を管理できる状況ではありません。賃借人は申請地周辺に数枚の農作を耕作されており、耕作地の近くであり、経営拡張ということですが、賃借人は下限面積も満たしており、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いいたします。

○16番（高島 尚君） 16番農業委員、高島です。8番の案件について御説明いたします。

経営移譲による農業者年金受給ということで、親子間での10年間の使用貸借権を設定するものであり、何ら問題ないかと思われま。

御審議方、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推14番（東 直幸君） 推進委員14番の東です。9番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足のため耕作ができず、売買を譲受人のほうに経営拡張のために譲り渡したいということになりまして、小作面積を満たしておりますので、何ら問題もないと思いますので、御審議のほうをよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、10番と11番は同じ委員さんですかね、続けて申し上げます。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番の境です。10番の案件について御説明いたします。

申請農地は、譲渡人は遠方在住で労力不足のため、兼業農業者で経営拡張する譲受人との売買譲渡するもので、譲受人の下限面積要件も満たしているため問題はないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、11番の件について説明いたします。

申請農地は労力不足の譲渡人と、農業者で経営拡張する譲受人に売買譲渡するもので、譲受人の下限面積要件も満たしているため問題ないと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、12番をお願いいたします。

○推17番（永田眞一君） 17番推進委員、永田です。12番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲渡人は労力不足、譲受人は小作地取得です。何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

続きまして、13番の案件について説明いたします。

賃貸人は高齢で労力不足、賃借人は経営拡張で下限面積も満たすため何も問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、14番をお願いいたします。

○推18番（後藤雄一君） 推進委員18番、後藤です。14番の案件について説明いたします。

申請農地は労力不足の貸人から経営拡張する借人へ賃貸借を希望する農地です。借人の下限面積要件も満たしており、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

では15番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。15番の案件について説明します。

申請農地は労力不足の譲渡人から経営拡張する譲受人へ売買希望の農地です。譲渡人は高齢で農業従事が難しいため、農業を経営する譲受人に売買するもので、下限面積要件も満たしており、許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

ただいま委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。12番の案件で、下限面積がちょっと足りないように思うんですけど、いかがでしょうか。

○事務局長（小山 博君） この下限面積、今回取得と1筆合わせて4,908㎡と足し合わせて5反を超えますということで問題ございません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）以上です。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。すみません。

こちらはですね、本来農家台帳でいきますと6,547㎡の経営面積をお持ちであったんですが、この1,639㎡を除く残りの4,908㎡は基盤をお持ちでしたので、この4,908㎡と今回取得の1,639㎡を足した6,547㎡の面積をお持ちになるということで、下限面積はクリアということになります。ちょっとわかりにくいかと思えますけどよろしくお願いします。

（雑談）

○議長（下川 安君） 要するに売買しろだい、所有権移転が入ってくるけん。今までは経営面積だけけんが、小作で作りよんなったばってん、それは経営面積に入っとですね。今度は買いたいもんだけん、所有権ばもらいたいもんだけんが許可ばもらいにきなったっですよね。だけん多分そういう意味だと思っけん。

○事務局次長（宮本真由美君） 貸し借りの契約が入っていたんですけど、売買のために一旦解約をされているので、面積が減った状態になっていらっしゃるんですよ。ちょっと説明が遅かったですね、そのほうがわかりやすかったですかね。それで、そういうことです。すみません。

○議長（下川 安君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

田端委員。

○7番（田端末雄君） 農業委員7番、田端です。1番の案件についてちょっと気になったんですけども、売買されているんですけど298㎡ですね、畑地で、金額は450万円という形になっているんですけども、内容的には畑地の約300㎡ぐらいですから、この金額はなんか転用目的で購入されているのか、それとも経営拡張という形で書いてありますけど、農家のための金額なのか、ちょっと気になったので。

○議長（下川 安君） 事務局からどうぞ。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。

こちらの場所がですね、中学校がありまして、昔の正門が道路に面したところがありますけれども、その農地なんですよ。場所的にはすごく土地の評価の高いところになりまして、この方が、中学校があって道があって道路があって、道路側の土地を買われるんですけど、御自身の農地がもうちょっと中学校の道側にあるんですね。だけどその隣接のここを買ったときはなんと自分の農地には行く道もないし、学校側の道を使えないということで農作業ができないと。ですのでこちらを購入して、しばらく10年ほどは作りたいなと思われていて、その後はちょっとわかりま

せんけれども、自分の中では取得をしていたほうが良いという判断になられて、しばらく作りますということでしたので、今回の議案にあげさせていただきました。
以上です。

○議長（下川 安君） はい、どうぞ。

○6番（土田健一君） 今のとは別件ですけど。

○議長（下川 安君） 別件ですか、今のはもういいですか。

○6番（土田健一君） 6番の土田です。

この前の案件でですね、ちょっと中身の問題じゃなくて、今までの表示の仕方からすると、下限面積のとらえ方というのは、結局譲渡もしくは賃借をする面積も含めたところで、その下限面積を満たすかどうかという話できとったと思うんですよ。いかがですか。

○事務局次長（宮本真由美君） すみません。これがちょうど解約の出た時期と実際3条申請が出た時期が今回同時だったということで、農家台帳上の経営面積が変わってきますので、私が多分入力したときが、実際解約が出てすぐだったと思うんですよ。ですから解約で減っていたということです。

○6番（土田健一君） わかりました。もういいです。

○議長（下川 安君） よかですか、そこはちょっとまた整理させていただいて、とりあえずこの方は合わせると5反以上になるので、許可としてはできると思いますので、ほかに何かございませんでしょうか。

本田さん。

○8番（本田多美子君） すみません、農業委員8番、本田です。10番の案件について少しお尋ねしたいと思います。

皆さんお手元にあるように、せっかく事務局の方ですかね、こういうふうに兼業農家とする建設業者がこういう農地を取得した場合に、写真をわざわざ私たちがわかるように配付してくださった分で、この10番の本田さんの分がたくさん載っています、写真が。今回もまた購入されるということで、経営拡張で土地もとても広がっています。それを全体で2,692㎡を400万円という金額で買われていますので、しっかり田んぼをされるということで、何カ所は今されていますよね。令和3年に購入した分はまだ荒地になっているという状況が2枚入っております。どんどん経営拡張されるのはいいんですが、荒れるということはやはりこういうふうに荒れているということも事実なので、これから先、やはりちゃんと耕作されるかなあということも見るのも農業委員の仕事なんですよね、そんなふうに感じました。質問じゃなかです。

○事務局長（小山 博君） おっしゃるとおりでございますので、ありがとうございます。

○議長（下川 安君） ほかに何かご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） それでは、ほかになれば採決のほうに移りたいと思います。

議第16号農地法第3条の規定による許可申請15件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第16号については許可することに決定いたしました。

次に、議第17号農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第17号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年4月5日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が岱明町下前原の田425㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

以上、1件、計425㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る3月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

それでは1番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。1番の案件について説明します。

申請人は玉名市内の借家住まいで、将来のことを考えて自己所有の住宅を建てたほうがよいと今回の住宅建設を計画しました。本人はもとより下前原に生まれて、親しみもあり環境のよい所であるからということでした。

申請地は県立高校バス停から南へ1km、下前原区で住宅地の間に田425㎡を耕作し、父親名義の土地を相続、南側に側溝がついた4mの道路があります。給排水については玉名市の水道を引き込み、生活排水は市の浄化槽に流すということです。万一被害が発生した場合は、申請者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく
お願いします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。4条申請について担当委員の説明が
終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（はいの声）

○議長（下川 安君） なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第17号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可するこ
とに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第17号につきましては許可することに決定い
たしました。

続きまして、議第18号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とい
たします。申請件数は10件ですが、総会前に受付番号の5番の許可申請取下届が
提出されましたので、件数は9件になりました。それから、受付番号4番に始末
書、9番に顛末書が提出されています。担当委員の説明の前に事務局担当者が読み
上げますのでよろしくをお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いいたします。

議第18号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記
農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和4年4月5日提出、玉
名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田534㎡で、転用目的は、共同住宅1棟です。農地区
分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑2,586㎡で、転用目的は特定建築条件付土地（7
戸）です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以
内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断して
おります。

3番、申請物件が山田の畑262㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、
都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が山田の田423㎡外3筆、計990㎡で、転用目的は車両置場
です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2
種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大浜町の田1,351㎡で、転用目的は、駐車場拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、拡張面積が既存施設面積の2分の1以内であることから例外的に許可は可能となっております。

7番、申請物件が岱明町古閑の畑2,003㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が岱明町上の畑320㎡外1筆、計372㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページをお願いいたします。

9番、申請物件が岱明町野口の田678㎡で、転用目的は宅地分譲（8区画）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が岱明町野口の田936㎡で、転用目的は建売住宅（2戸）です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

以上9件、9,712㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る3月30日及び3月31日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、4番に始末書が出ていますので、受付番号1番から3番まで順に委員の説明をお願いいたします。

では1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所は六田にあるクリニックの西側100mぐらいの農地です。事業目的は共同住宅（1棟）、土地の選定理由は、現在福岡、熊本で賃貸事業の展開をしており、今回の土地も事業として魅力を感じたからです。事業の目的及び必要性は、賃貸事業の拡大と安定です。事業面積、転用面積は534㎡、建設面積は185.95㎡、軽量鉄骨の3階建て12室です。駐車場14台分。給水計画は公共水道を利用します。生活雑排水、汚水は公共下水道に接続、雨水は西と北側の道路側溝へ放流、被害防除計画、周辺は宅地のために土砂の流出はない。何か問題が発生した場合、

転用者が責任を持って対応します。

現地調査の結果、許可相当と判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、2番、3番は同じ委員さんみたいですので、続けてお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番の村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、玉名バイパスから700mのところにあります。譲渡人は申請地を農業のために利用する予定はありません。少なからず地域の活性化につながると思います。事業面積は2,586㎡、建売住宅7戸です。給水は既設水道管に接続、雨水は設置する側溝へ放流、生活雑排水、汚水は既設下水道管に接続、隣地との境付近には土砂流出防止のための溝を掘ります。被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対応するそうです。

以上、調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は、山田のコンビニから500mのところにあります。実家が玉名市内にあり、家族も増える予定もあるため、育児面でのサポート、ゆとりある場所での育児をするため。事業面積は262㎡、木造平屋建てです。給水、玉名市上水道、生活雑排水、汚水は下水道を利用する。周辺農地の農作物に被害を及ぼさないように十分配慮し、被害が発生した場合は譲受人が責任を持って解決するそうです。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次の4番には始末書が出ていますので、始末書を事務局の担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 今、始末書を読んでいただきましたので、4番及び6番から8番まで委員の説明をお願いします。

では4番をお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。4番の案件について説明します。

申請地は山田の農道にあります。申請人は自動車設備工場販売業をしています。申請地はその工場の横にあり管理も行き届くと思います。事業面積は990㎡、駐車場及び車両置場にするそうです。給水なし、雨水は地下浸透、現状のまま使用、被害が生じた場合、譲受人が責任を持って対応するとのことでした。

調査した結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。6番の案件について説明いたします。

申請農地はトマト選果場の水路を挟んだ西側の農地です。譲受人は申請地の近隣のグループ会社で、事業規模に伴い駐車場の拡張が必要となったもので、申請地の転用を行うものです。盛土を行い、西側、北側、東側には法面を設けて芝を植えるということです。給排水は駐車場のため計画はしてありません。雨水は自然浸透、万一周辺農地に被害を与えたときには、譲受人が責任を持って解決するという事です。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、7番をお願いたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。7番の案件について説明します。

申請地は小学校前の県道を北へ300mぐらい行った畑地の農地です。申請地の周辺は、東側は県道と隣接、南側は山林、北側、西側は畑地の農地になります。利用目的は貸駐車場を計画しており、転用面積は2,003㎡です。土地は県道より1m程度高く位置しています。ほとんど平坦であることから、整地を行い、砕石を敷いて利用となります。敷地内の乗り入れは、現存する進入路を拡張して利用することになります。駐車場であることから給排水設備は不用です。雨水は地下浸透となります。利用目的から周辺地への影響はないと考えますが、万が一周辺農地及び隣接住宅等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、譲受人が責任を持って対応するとのことです。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、8番をお願いたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。8番の案件について説明します。

申請地は、開田交差点から南に約300mの位置になります。申請人は現在玉名市で借家住まいであり、自己の住宅を建築するため最適と考え選定になりました。申請地の周辺は西側が道路、東側が農地、ほか周辺は宅地となります。転用面積は畑372㎡です。2階建ての住宅を建設するもので、宅地造成は整地のみ、隣接にはブロック塀を設置し、雨水等が農地に流出しないよう措置をします。また、申請地が南北に長いため、隣接する農地の日照に配慮し、北側に寄せて建築するという

ことです。給排水につきましては、給水は玉名市水道を引き込み、雨水は西側市道側溝に流す、汚水、雑排水については浄化槽にて処理となります。万一被害が発生した場合は、申請人が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次の受付番号9番には顛末書が出されておりますので、事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（宮本真由美君） — 9番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま顛末書を読み上げられましたので、受付番号9番から10番まで委員の説明をお願いしたいと思います。

それでは、9番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。9番の案件について説明します。

申請農地は県道112号線、玉名長洲線、私立高校、岱明支所、中間ぐらいの位置です。県道沿いに建設業者さんがあります。その裏手約30mぐらいの場所の住宅地の中にある宅地及び農地です。申請人は熊本市内で総合建設業を営む会社です。ここに宅地分譲（8区画）を計画しているものです。申請地周辺は、北側、西側は道路、南側、東側は宅地、南側の一部は農地です。転用面積は678㎡と隣接宅地1,393.65㎡の戸建て住宅地です。合計面積で2,071.65㎡に8区画の計画です。境界についてはブロック塀を設置するということです。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続し、雨水については宅地前に簡易浸透枮を設け、オーバーフローした雨水は道路側側溝に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題がないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

続きまして、10番をお願いします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。10番の案件について説明します。

申請人は、土木工事及び不動産を熊本市で分譲住宅も販売されています。申請地は、旧国道208号線、玉名荒尾線で住宅に囲まれた休耕地です。宅地として購入し建売住宅（2戸）を建設計画しております。国道から入り、東側は道路に面して

います。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については、敷地内に雨水桝を設け、道路側溝に流します。万が一被害が発生した場合は、建設者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

5条申請9件について委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がないようでしたら採決のほうに移りたいと思います。

議第18号農地法第5条の規定による許可申請9件について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

採決の結果、異議なしと認め、議第18号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第19号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。申請件数は38件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第19号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和4年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回、所有権移転が6件、12,528㎡、利用権設定が30件、96,548㎡、合計36件、109,076㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） ただいま事務局の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御質問、御意見なければ採決のほうに移りたいと思います。

議第19号農用地利用集積計画の38件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） ありがとうございました。

採決の結果、異議なしと認め、議第19号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

次に、報告に移ります。

報告第8号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第9号許可不要転用届について、報告第10号許可書返納届について、報告第11号許可申請取下げ届についての4件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いいたします。

報告第8号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。

農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和4年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、16ページから19ページまでの16件、合計51,391㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、20ページをお願いします。

報告第9号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和4年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、1件、電線外張替工事に伴う電線張替のエンジン場用地のためとする許可不要転用届出を受理しております。

21ページをお願いいたします。

報告第10号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和4年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、令和3年5月6日に所有権移転許可いたしました3筆、計9,474㎡について、記載されている理由により許可返納届出を受理しております。

続きまして22ページ、お願いします。差し替え分になります。追加で差し替えでお渡しした分になります。

報告第11号許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げの

届出があったので報告いたします。令和4年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、中尾の畑948㎡につきまして、令和4年3月15日、農地法第5条所有権移転許可いたしました。取下げ理由として、事業計画に変更の余地が生じたため取下げの申請が出ております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりました。

-----○-----

6. その他

○議長（下川 安君） 引き続きその他のほうに移りたいと思います。

皆さん方、何か。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

新年度に入ったということで、前々からちょっと私、思っていたことが、総会の時間ですね、2時から、ちょっと家で仕事をしようかなあ、それとも待機しようかなあてちょっと境目なんですよね。できれば1時半にしてもらったほうがですね、30分もてないんですよ。時は金なりて言うてあるけんですね、そのへん皆さんどのように思っていらっしゃるかちょっとお聞きしたいんですけど。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

ほかの委員さんの御意見等あったら、坂本委員からのお申し出のことについて御意見等ございますでしょうか。

○5番（坂本正敏君） これ事務的に時間が間に合わんとか、そういうとはなかつたでしょうか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

会場の都合でですね、本当事務局的で言うことになってしまいますけど、会場設営がどうしても昼前とかが借れなくて、13時借用開始にしているんですよ、庁舎の貸し出しというのがですね。そしたらやっぱり30分、1時半だったらそれよりもさらに早めるということで、今、初めて聞いたんですけど、ちょっと時間が足りないかなあという気もずっとですよ。

○5番（坂本正敏君） 例えば、この設営にですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

はい。とか、いろんな間違いが無いように書類とか、もちろん配付するのは前もって準備はしているんですけど、当日の配置であるとかあって、本当申し訳ないけど、2時開会ということをお願いしていただきました。

それと、あと、せめて本庁開始なら庁舎内なんですけど、たまにですね、本庁が
使えない時期もあって、市民会館の会議室とかを借用することもあるとなると、や
はりちょっと移動とかその時間もあるから、ちょっと13時半は余裕がちょっと
ないなあというのが、今、初めて聞いたところでの率直なところであります。

○5番（坂本正敏君） 事務局に無理て言われるなら引き下がるしかなかばってんです
ね。もうよかです、諦めました。

○議長（下川 安君） 多分1時半だと、事務局の職員が昼休みを返上してから準備に
かからないかんとかなあというのをちょっと危惧する面もありますので、そのへん
のところで局長がちょっとあれだなと思いました。

ほかに何かございませんでしょうか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） それでは、これもちまして令和4年第4回農業委員会総会を
閉会いたします。

慎重なる審議まことにありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時28分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年4月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 高田 優子

農 業 委 員 村上 孝夫